

第26 避難設備

1 避難設備の設置対象施設

- (1) 建築物の2階の部分を店舗等の用途に供する給油取扱所
- (2) 危規則第25条の9第1号イに規定する「事務所等」を有する屋内給油取扱所
- (3) 建築物の規模等から避難設備を設置することが安全上望ましい製造所等◆

2 避難設備の区分

誘導灯

3 誘導灯の技術上の基準

危規則第38条の2の規定によるほか、誘導灯の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 誘導灯の設置は、施行規則第28条の3第1項から第4項までの規定の例による。

なお、避難口誘導灯を設置することを要しない部分については、施行規則第28条の2第1項1号及び第3号中の「令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物の」を「製造所等の」に読み替え準用するものとする。また、通路誘導灯を設置することを要しない部分については、施行規則第28条の2第2項1号及び第2号中の「令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物の」及び同項第5号中の「令別表第1（1）項から（16の3）項までに掲げる防火対象物の」を「製造所等の」に読み替え準用するものとする。

- (2) (1)に掲げるもののほか、「衣浦東部広域連合消防用設備等指導基準」による。